

住民税(市・都民税)の年金徴収について(Q&A)

10月より住民税(市・都民税)の年金からの引き落としが始まりますが、市民の方からの主なお問合せ・ご質問の内容と回答をご紹介します。

Q1 公的年金からの特別徴収制度(引き落とし)開始により年税額は増えますか?

■住民税の納付方法の変更であり、年税額が増えることはありません。

Q2 公的年金からの特別徴収(引き落とし)は、本人の意思により選択することはできますか?

■地方税法の改正により実施が決まったものであるため、本人の意思による選択はできません。

Q3 公的年金からの特別徴収(引き落とし)の対象者は誰ですか?

■4月1日現在65歳以上の年金受給者で、平成20年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。ただし、次の方については対象となりません。

- ・福生市の介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ・引き落としされる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超える方

Q4 引き落としの対象となる年金は何ですか?

■老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

Q5 公的年金から引き落としされる住民税の範囲は?

■引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

Q6 年金からの引き落としが中止になるのは、どのような場合ですか?

■次の方については、年金からの引き落としが中止となります。

- ・21年度介護保険料が特別徴収(年金からの引き落とし)でなくなった方
- ・介護保険料、所得税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と住民税(年金所得に伴う)の合計が年金額を上回る方
- ・転出または死亡により、福生市への介護保険料の納付が中止になった方
- ・住民税の税額が変更された方

問合せ課税課市民税係 ☎551・1610

年金だより

◆年金記録確認地方第三者委員会への申し立ては社会保険事務所で受け付けています

年金記録の訂正に關し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立てに当たっては、まず、社会保険事務所でご自身の年金記録を確認していただく必要があります。

その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合には、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをしていただきます。

なお、この申し立ては最寄りの社会保険事務所で行っていただきます。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・303414

※総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/> でもご案内しています。

◆年金受給者の方が受けられる融資があります

年金受給者の方は、「独立行政法人福祉医療機構」から、年金の受給権を担保に生活資金等の融資を受けられます。(無拋出制の老齢福祉年金は対象となりません。)

法律で認められています。融資金額は、次の3つの要件を満たす額の範囲内となります。

▼10〜250万円以内の金額

▼受給している年金額(年額)の1.2倍以内

▼1回あたりの返済額の12倍以内

返済方法は、受給している年金額の全額または定額の2種類があります。定額の場合は、2か月毎に受けている年金額の1割(1万円単位)、もしくは1万円が下限になります。

融資をご希望の場合は、「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示のある銀行、信用金庫等の店舗で申込みの手続きを行なってください。

なお、年金受給者の方の年金証書などを預かり、高い利率で融資を行なう悪質な貸金業者も存在しますので、ご注意ください。

問合せ 「独立行政法人福祉医療機構」 ☎03・3438・0224

ホームページ <http://www.wam.go.jp/wam/>

市民活動プレゼンテーション「マジックで楽しもうワンツースリー」

「福生アマチュアマジッククラブ」は市内の小学校の行事や各種イベントに参加してマジックを演じる活動をしています。マジックを通して生まれ

る交流がとても楽しく、市民活動はやめられないと言います。また、だれでもできる簡単なマジックを参加者に特別伝授します。どうぞお楽しみに!!



また、だれでもできる簡単なマジックを参加者に特別伝授します。どうぞお楽しみに!!

日時 8月29日(土)午後2時

場所 輝き市民サポートセンター

発表団体 「福生アマチュアマジッククラブ」

申込み 輝き市民サポートセンター ☎551・0166へ。

ご存じですか? 市民活動災害補償制度

市民の皆さんが安心してボランティア活動などの公益的な市民活動に参加できるように、市が実施・運営し、

【賠償責任補償】指導者が参加者等に損害を与え、損害賠償責任を負うことになった場合

※市民活動とは、福生市を活動の拠点として自発的に

保険会社と契約を締結している補償制度です。

●補償内容

傷害補償	
補償の種類	補償額
死亡補償	200万円
後遺障害補償	6万円〜200万円
入院補償	1日につき3,000円
通院補償	1日につき2,000円

賠償責任補償	
賠償の種類	賠償支払限度額
身体賠償	1名につき6,000万円 1事故につき2億円
財物賠償	1事故につき500万円
保管物賠償	1事故につき500万円

●次の場合に補償されます

【傷害補償】市民活動中に事故にあり、負傷等を負った場合

【賠償責任補償】指導者が参加者等に損害を与え、損害賠償責任を負うことになった場合

※市民活動とは、福生市を活動の拠点として自発的に

590 問合せ 協働推進課 ☎551・1

市内の町会・自治会①地域の活動を紹介します!

■福生熊川住宅自治会(会長 遠山さだ子)

輪を和とする「団地祭」
熊川住宅のイベントとして、すっかり定着している「団地祭」。今年は、8月22日(土)・23日(日)に開催します。

こぐまサロン、老人クラブ、青少年育成地区委員、防犯委員、交通安全委員、防災委員の皆さんとともに実行委員会を立ち上げ、盆踊りを始め、子ども神輿、模擬店、交通安全指導、防犯指導、ごみの分別指導などの各イベントを実施し、多くの方々が参加しています。

何よりうれしいのは、普段顔を合わせる機会が少ない方とも交流のできる場だということです。

実行委員全員で力を合わせて、模擬店や盆踊りの輪を心の和にすべく、存分に交流と親睦を深める「団地祭」を目指しています。

■富士見台町会(会長 溝渕幸太郎)

子どもたちに笑顔を!!
私たちの町会の活動は、会則の目的に従って行なわれていますが、その一つに「子どもたちが生き生きと過ごせる地域づくり」とあり、この実現のために、青少年育成地区委員や小・中学校PTA支部と協議し、活動を組み立てます。

ここ数年は、夏季活動として、キャンプを実施してきましたが、昨年子どもたちの意見を取り入れ、ボーリング大会と流しソーメンに切り替えました。昨年は雨のため、流しソーメンは中止になってしまい、その時の子どもたちのガッカリした表情が頭に残っています。そこで、今年も8月16日(日)に行なうことに決めました。子どもたちの笑顔と出会うために。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

